

令和6年度

田沢二期農業水利事業

田沢二期地区水生生物等調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局 田沢二期農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条

田沢二期農業水利事業「田沢二期地区水生生物等調査業務」の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1－2条

本業務は、田沢二期地区において環境との調和に配慮した事業を実施するため、田沢二期地区内の植物、魚類、水質等を調査・把握し、自然環境に対する考察、事業実施における留意点等を取りまとめるものである。

(場 所)

第1－3条

業務位置は秋田県仙北市角館町広久内地内他で、別紙1位置図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1－4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1－5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(管理技術者)

第1－6条

管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－建設環境 環境－環境保全計画 環境－環境測定 環境－自然環境保全 環境－環境影響評価

	農 業	農業土木 農業農村工学
	建 設	建設環境
	環 境	環境保全計画 環境測定 自然環境保全 環境影響評価
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
	建設環境	

(担当技術者)

第 1－7 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－8 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1－9 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(作業条件)

第 2－1 条

本業務の実施に当たっては、「平成 28 年度版河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル [河川版] (参考資料編全体調査計画策定の手引き (案))」に基づき行うほか、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。

- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(対象施設)

第2-2条

本業務の対象となる河川又は施設は、次のとおりである。

なお、調査位置は、過年度調査に準じるものとする。

(1) 周辺環境生態系調査

魚類調査、水質調査 対象位置

河 川 名 称	調 査 数	
	魚類調査	水質調査
雄物川水系 院内川	2 地点	2 地点
〃 院内川（才津川・刺市川・院内川合流部）	—	1 地点
〃 才津川	2 地点	2 地点
〃 刺市川	—	2 地点
〃 玉川（神代調整池）	—	1 地点

(2) 抱返頭首工周辺モニタリング調査

植物調査、鳥類調査 対象施設

施 設 名 称	備 考
【抱返頭首工】	
頭首工周辺	

(3) 保全対策評価調査

魚類調査 対象施設

河 川 名 称
雄物川水系 小滝川（第二田沢幹線用水路横断部）

(参考図書)

第2-3条

作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定年月
1	環境省レッドリスト	環境省ホームページ	2019. 1
2	秋田県版レッドデータブック 2014 (維管束植物)	秋田県	2014. 3

3	秋田県版レッドデータブック 2016 動物 I (鳥類・爬虫類・両生類・淡水魚類・陸産貝類)	秋田県	2016.3
---	---	-----	--------

(貸与資料)

第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
報告書	平成 19 年度田沢二期地区他環境配慮調査・計画検討業務 【田沢二期編】	1 部
	平成 20 年度田沢二期地区主要構造物基本設計他業務 【環境配慮調査・計画検討業務】	1 部
	平成 21 年度田沢二期地区環境配慮調査業務	1 部
	平成 24 年度田沢二期地区水質調査業務報告書	1 部
	平成 24 年度第二田沢幹線用水路大相沢・杉沢トンネル生息生物保全 対策検討業務	1 部
	平成 25 年度第二田沢幹線用水路トンネル生息生物保全対策検討業務	1 部
	平成 26 年度田沢疏水左岸幹線用水路生息生物保全対策検討業務	1 部
	平成 27 年度田沢二期地区生息植物他調査業務報告書	1 部
	平成 28 年度田沢二期地区玉川右岸部魚類調査業務報告書	1 部
	平成 29 年度田沢二期地区玉川右岸部魚類調査業務報告書	1 部
	平成 30 年度田沢二期地区水生生物等調査業務	1 部
	平成 31 年度田沢二期地区生態調査業務	1 部
	令和 2 年度田沢二期地区水生生物等調査業務	1 部
	令和 3 年度田沢二期地区水生生物等調査業務	1 部
	令和 4 年度田沢二期地区水生生物等調査業務	1 部
	令和 5 年度田沢二期地区水生生物等調査業務	1 部
その他	田沢二期地区環境配慮計画（案）平成 22 年 3 月	1 部

また、上記以外に必要な資料等がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

(1) 作業項目

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙2 作業項目内訳表に示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 計画準備	1 式	
2. 事前調査	1 式	
3. 周辺環境生態系調査		
3-1. 魚類調査	2 回	春～初夏期、秋期各 1 回
3-2. 水質調査	2 回	かんがい期、非かんがい期各 1 回
4. 抱返頭首工周辺モニタリング調査		
4-1. 植物調査	2 回	春～初夏期、秋期各 1 回
4-2. 鳥類調査	3 回	春～初夏期 2 回、秋期 1 回
5. 保全対策評価調査		
5-1. 魚類調査	2 回	春～初夏期、秋期各 1 回
6. 調査結果とりまとめ	1 式	
7. 保全対策の検討	1 式	
8. 点検とりまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条

業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 受注者は業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例を遵守し、作業の安全を図らなければならない。
- (2) 第2-4条に示す貸与資料、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 魚類調査実施に当たっては、事前に監督職員及び関係漁協と実施時期・調査方法を協議し決定するものとし、「特別採捕許可証」の許可条件の内容を遵守するものとする。
- (4) 魚類調査は、専門的な知識を有する者が主体となって行うものとし、水質調査実施箇所の近傍とする。
- (5) 水質調査方法は、計量法に基づくものとし、これ以外の方法による場合は監督職員の承諾を得るものとする。
- (6) 水質調査は、データの比較が容易なように可能な限り採水地点毎に時間を統一すること。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、

次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

①設計条件・前提条件

②業務計画の妥当性

③スケジュール

④設計変更内容

⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等

2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、調査の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

(3) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(4) 業務確認会議において確認した事項については打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 業務管理

（情報共有システム）

第4－1条

情報共有システムの業務について

(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。

(2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。

(3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5－1条

共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 関係漁協協議段階

第3回 中間打合せ（春～初夏期調査実施後）

第4回 中間打合せ（秋期調査実施後）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第6章 成果物

(成果物)

第6－1条

成果物を共通仕様書第1章第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副2部
2. 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第6－2条

成果物の提出先は次のとおりとする。

秋田県大仙市大曲川原町9－17

東北農政局田沢二期農業水利事業所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2－2条に示す「対象施設」に変更が生じた場合
- (2) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第5－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第6－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- (7) 院内川注水地点の河川流量観測及びHQ曲線作成を指示した場合
- (8) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。